

一定面積以上の土地取引には届け出が必要です

一定面積以上の土地を売買などの契約で取得した場合、国土利用計画法により、届け出が必要です。

対象 次の①～③に該当する土地の権利を売買などの契約により取得した人

- ① 都市計画法による市街化区域で2000㎡以上
- ② ①以外の都市計画区域で5000㎡以上
- ③ 都市計画区域以外の区域で10000㎡以上

提出期限 土地売買などの契約を結んだ日から、契約日を含めて2週間以内

提出先 未来戦略課

※届け出をしなかった場合、法律により罰せられることがありますので、必ず届け出を行ってください。

☎ 未来戦略課 21・0285

高梁都市計画の変更原案について

市では、都市計画道路南町近似線・下町薬師院線に関する変更原案の縦覧および公聴会を開催します。

変更案について意見がある人は、11月5日(金)までに意見書を縦覧場所に提出してください。なお、意見書を提出した人が多数の場合は、公述人の人数または時間をあらかじめ制限することがあります。

縦覧について

期間 10月22日(金)～11月5日

(金)の開庁時間

場所 都市整備課

公聴会について

日時 11月17日(水)午後1時30分

場所 高梁市図書館4階多目的室

※縦覧期間中に意見書の提出がなかった場合は公聴会は中止し、ウェブサイトに掲載します。

☎ 都市整備課 21・0238



狩猟期間が始まります

11月15日(月)～令和4年2月15日(火)は狩猟期間です。ただし、イノシシとニホンジカについては、農作物などへの被害防止を目的として狩猟期間を1カ月間延長し、3月15日(火)までとしています。

野山に出かけるときは、目立つ色の服装を着用するなど十分に注意してください。

☎ 岡山県農村振興課鳥獣害対策室
086・226・7439/備
中県民局森林企画課 086・434・7052

野生の鳥獣を捕獲するには免許などの資格が必要です

狩猟だけでなく有害鳥獣の駆除にも活躍するわななどの猟具ですが、使い方を誤れば人が怪我をすることもあります。免許などの資格がない人がわななどを使用して野生の鳥獣を捕獲すると、1年以下の懲役や、100万円以下の罰金などが適用される場合がありますのでご注意ください。

☎ 農林課 21・1190

俳句

彼岸花 あやしく赤く 墓のそば

大久保裕子さん(下谷町)